

雇用保険に加入されたみなさまへ

★事業主の方へ このリーフレットと雇用保険被保険者証は必ず労働者の方へお渡しください。

1. 雇用保険制度

雇用保険制度とは、働く方々の相互扶助の考え方から成り立つ保険制度です。

- ①働く方が、失業した場合に支援すること
- ②働く方が、育児休業等により賃金が低くなる場合でも、継続できるよう支援すること
- ③働く方が、教育訓練を受ける場合に支援すること
- ④事業主の方へ、失業の予防、雇用機会の増大、働く方の職業能力の向上を支援すること

2. 資格取得等確認通知書（被保険者通知用）及び被保険者証

雇用保険被保険者番号は、一人ひとり固有の番号になり、他の事業所へ転職された場合でも、この番号は変わりません。大切に保管ください。



3. マイナポータルとの連携について

マイナポータルから雇用保険の加入記録を確認することができます。

★ご注意ください。

- ・雇用保険被保険者番号を複数持っている場合や、住民票情報と雇用保険情報が異なる場合は、雇用保険被保険者番号とマイナンバーが正しく紐付けできないケースがあります。
- ・マイナポータルでの雇用保険情報が確認出来ない場合は、住所地の管轄のハローワークへご来所の上、ご相談ください。

マイナ
ポータル
のご案内



4. 保険料について

令和7年4月1日～令和8年3月31日の雇用保険率

		保険料率	事業主の負担分	労働者の負担分	備考
特 掲 事 業	農林水産・清酒 製造業の事業所	16.5/1000	10/1000	6.5/1000	●事業主の負担分のうち、3.5/1000 (建設業は4.5/1000)は、雇用保険二事 業の費用に充てられます。
	建設業の事業所	17.5/1000	11/1000	6.5/1000	
	上記以外の 業種の事業所	14.5/1000	9/1000	5.5/1000	

(R 8. 1)

在職中の給付制度

★各種書類については、二次元コードから参照ください。また、二次元コードと同様のリーフレットが各ハローワークに配下しておりますので、ご利用ください。

1. 教育訓練給付制度

一定の条件を満たす雇用保険の被保険者である（又はあった）方が厚生労働大臣指定の教育訓練講座を修了した場合に、受講者自身が教育訓練施設に支払った経費（教育訓練経費）の一部を支給する制度です。指定の講座によって次の（1）～（3）のいずれかに該当し、支給要件や手続き等が異なります。

教育訓練給付制度の概要や厚生労働大臣指定の教育訓練講座をお探しの方は、右記各サイトをご確認ください。

詳しいお手続きについては、お住まいの管轄のハローワークまでお問合せください。

（1） 専門実践教育訓練給付制度

教育訓練経費の最大**80%**（年間上限**64万円**）を支給

厚生労働省HP
教育訓練給付金



教育訓練給付金
厚生労働大臣指定教育訓練講座
検索システム



専門実践
教育給付金
リーフレット



（2） 特定一般教育訓練給付制度

教育訓練経費の最大**50%**（年間上限**25万円**）を支給

特定一般
教育給付金
リーフレット



上記（1）・（2）においては、事前に「訓練前キャリアコンサルティング」によりジョブ・カードを作成の上、受講開始の14日前までにハローワークで受給資格確認の手続きをする必要があります。

（3） 一般教育訓練給付制度

教育訓練経費の**20%**（上限**10万円**）を支給

一般教育給付金
リーフレット



2. 教育訓練休暇給付制度

離職することなく教育訓練に専念するため、自発的に休暇を取得して仕事から離れた場合、その訓練・休暇期間中の生活費を保障するため、失業給付（基本手当）に相当する給付として、賃金の一定割合を支給する制度です。

就業規則等に基づき連続した30日以上の無給の教育訓練休暇を取得する場合、支給の対象となります。

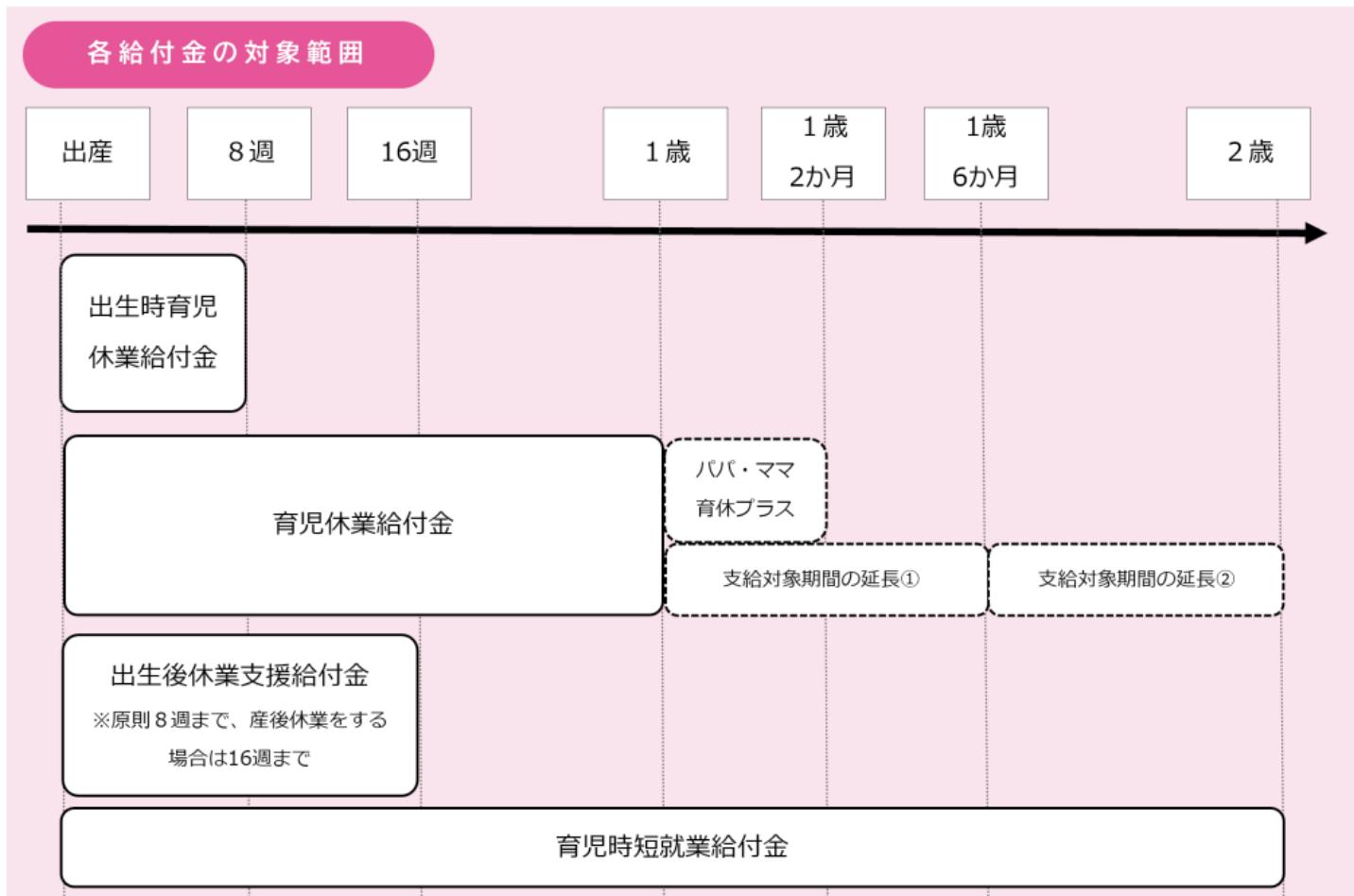
ご利用にあたっては、事業主と合意した上で休暇を取得する必要があります。制度の詳細については、右記サイトをご確認ください。

厚生労働省HP
教育訓練休暇給付金



3. 育児休業給付制度

被保険者の方が、育児休業を取得することや、職場復帰をサポートする給付制度。



- ・出生時育児休業給付金・・・子の出生後8週間以内に、産後パパ休業を取得した場合の給付金（賃金日額×67%）
- ・育児休業給付金・・・1歳未満の子を養育するために育児休業を取得した場合の給付金（賃金日額×67% or 50%）

出生

- ・~~出産後休業支援給付金~~・・・一定期間内の育児休業給付に上乗せして支給される給付金（賃金日額×13%）
- ・育児時短就業給付金・・・2歳に満たない子を養育するために所定労働時間を短縮して就業し、賃金が低下した場合の給付金（賃金額×10%）

詳しい制度内容については、
右記の二次元コードからご参照ください。

パンフレット「育児休業
等給付の内容と支給申請
手続」



パンフレット「育児
時短就業給付の内
容と支給申請手続」



4. 介護休業給付

被保険者の方が介護休業を取得するするとともに、その後の円滑な職場復帰を援助・促進するため、休業終了後に、その休業に対して給付を行う制度です

リーフレット



5. 高年齢雇用継続給付

60歳以上的一般被保険者の方が60歳到達時の賃金と比べて一定割合に低下した賃金で働かれているときに支給し、高齢者の雇用の継続を支援するための制度です。

リーフレット

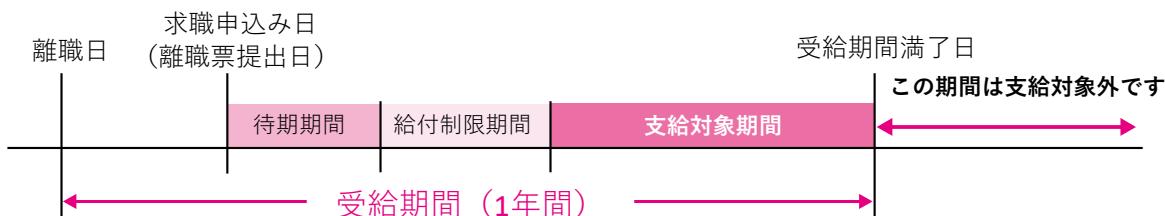


離職した際の給付制度

求職者の失業中の生活の安定を図りつつ、求職活動を容易にすることを目的とし、被保険者であった方が離職した場合において、働く意思と能力を有し、求職活動を行っているにもかかわらず就職できない場合に支給されます。

離職後、原則お住まいの管轄のハローワークに離職票を提出し、求職申込みをしてから手続きが開始されます。

【お手続きのイメージ図（自己都合で離職された方）】



（1）基本手当（65歳未満で離職された方）

基本手当の支給を受けることができる日数（所定給付日数）は、「雇用保険の被保険者であった期間」、「離職理由」及び「離職時の年齢」によって、90～360日分の範囲で決定されます。原則4週間に1回、ハローワークに来所し失業の認定を受けることにより、1日分の給付額×認定された日数分について、分割支給されます。

（2）高年齢求職者給付金（65歳以上で離職された方）、特例一時金（短期雇用特例被保険者）

指定された日に失業の認定を受けることで、一定金額を一括支給されます。

詳しい制度内容については、
右記の二次元コードからご参照ください。

厚生労働省HP
Q & A～労働者の皆様へ
(基本手当、再就職手当)～

